

# 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を 改正する法律の概要等について

新居浜市地域公共交通活性化協議会については、**地域公共交通の活性化及び再生に関する法律**（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、**地域公共交通総合連携計画**（以下「**連携計画**」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的としている。

## 1.新居浜市地域公共交通活性化協議会の現在までの取り組み状況

平成23年11月に協議会を設立し、平成23年3月に「**連携計画**」を策定し、この計画に基づき、デマンドタクシーの実証運行等の取り組みを実施してきた。

この「**連携計画**」は、デマンドタクシーのエリア拡大及び本格運行に伴い、平成25年度に計画変更を行っている。

また、同年度（平成25年度）に、都市交通に関する基本方針に即して新居浜市の将来交通計画を立案した「**新居浜市都市交通マスタープラン【計画期間平成21～40年】**」の実行計画である「**新居浜市都市交通戦略【計画期間平成21～30年】**（以下「**交通戦略**」という。）」の中間見直しを実施した。

現在は、「**連携計画**」及び「**交通戦略**」に位置づけられたデマンドタクシーの運行やバスの乗り方教室といったモビリティマネジメント、公共交通情報提供等の新たな取り組みを実施している。

## 2.これからの取り組み

### ①国の方針

平成26年度に「**交通政策基本法の制定**」、「**地域公共交通活性化再生法の改正**」が行われ、「**まちづくり**」の観点からの交通施策の促進が重視されることとなった。

### **改正のポイント**

持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共の活性化及び再生を推進するため、以下の事項が定められた。

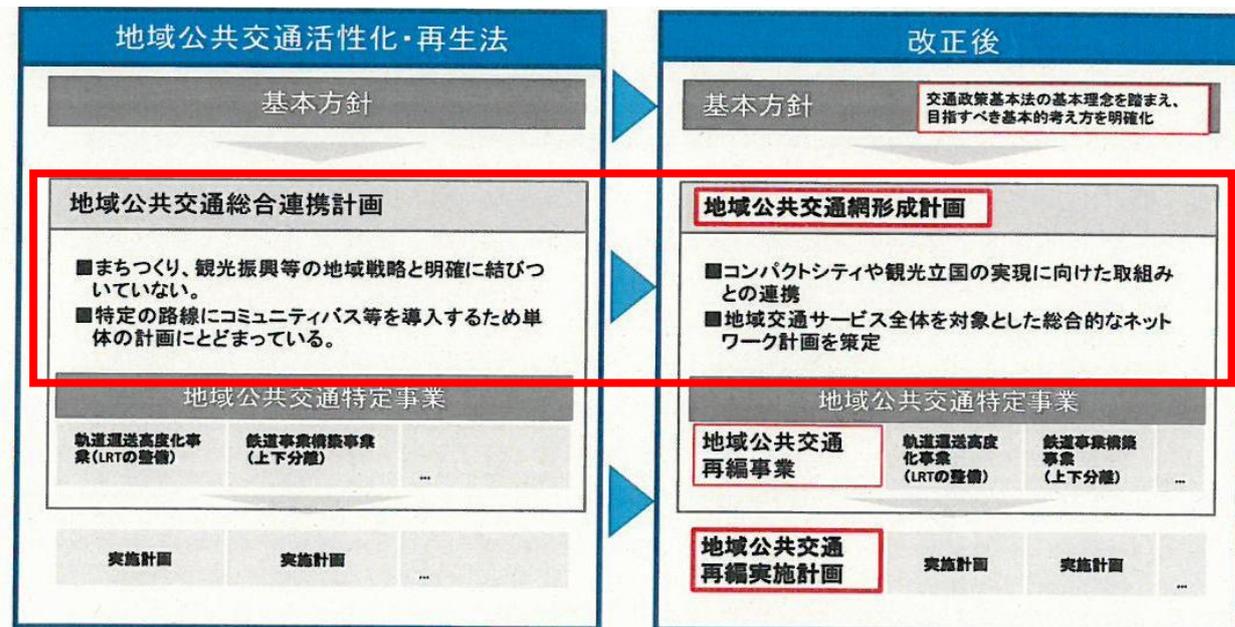
- ・市町村等による「**地域公共交通網形成計画**」（以下「**形成計画**」という。）の作成
- ・同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための「**地域公共交通再編実施計画**」（以下、**実施計画**）の作成
- ・同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例

(1) 従来の「連携計画」に追加される事項

「形成計画」には従来の「連携計画」に以下の2点が追加された。

- ア コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- イ 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

(2) 枠組みの見直しのイメージ



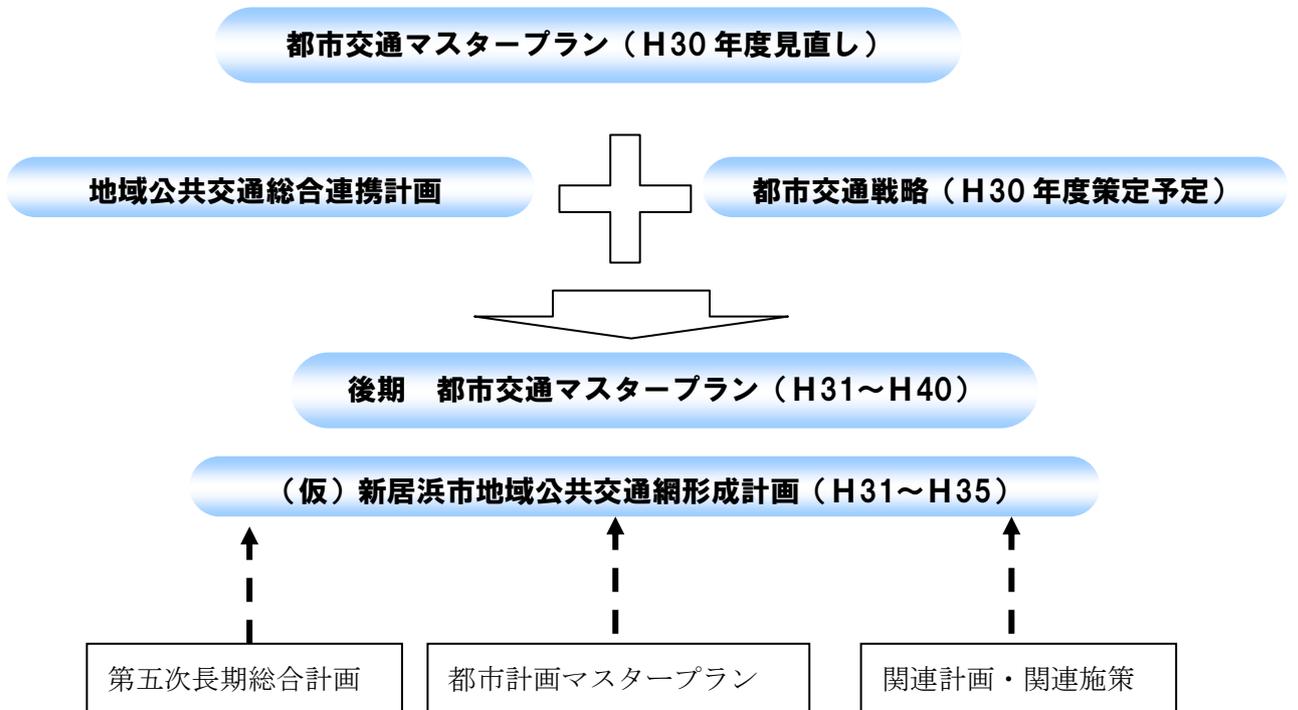
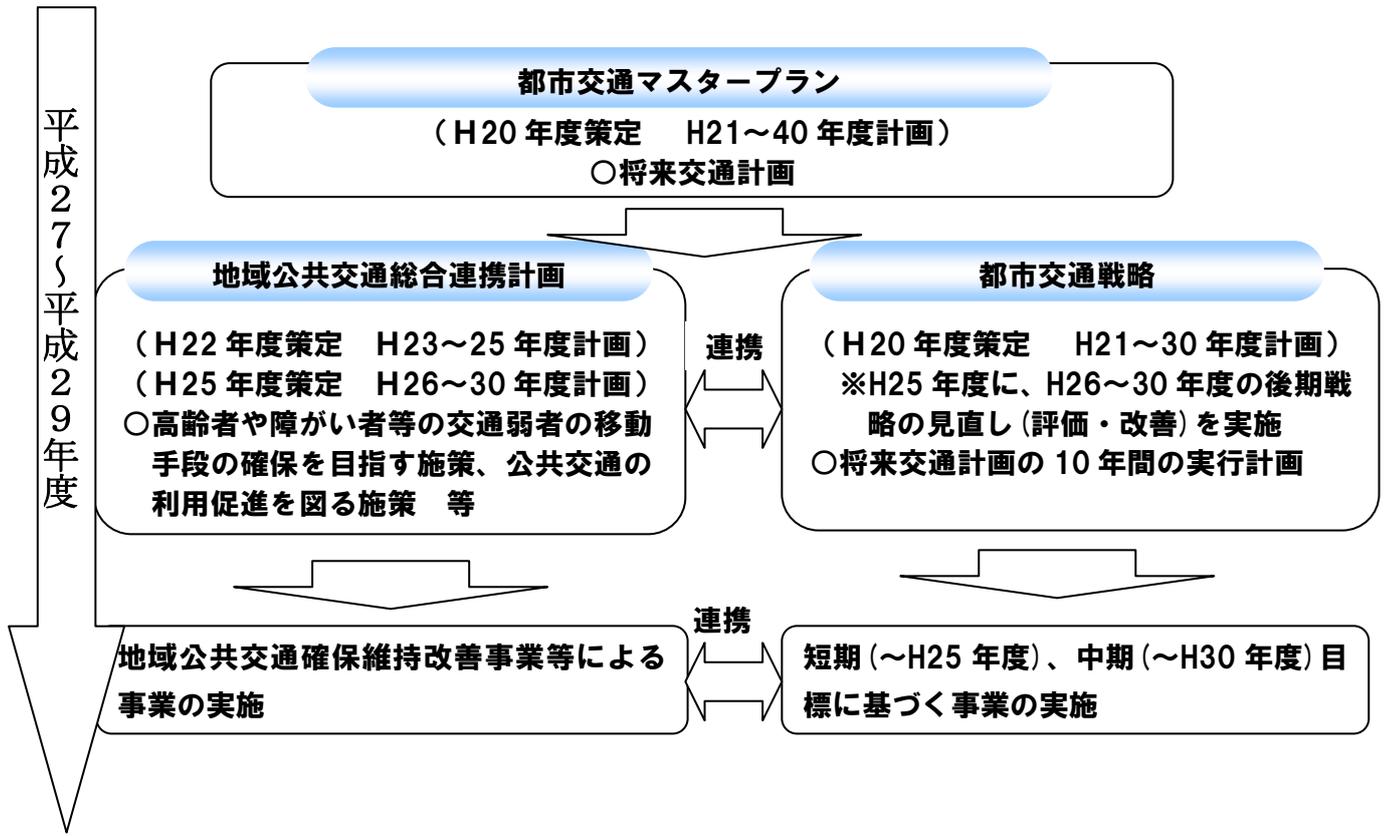
(国土交通省地域公共交通の充実に向けた枠組みの見直し(イメージ)より引用)

②協議会における対応 方針(案)

法律の改正後も、現在、「連携計画」に基づき実施している事業については、「形成計画」を作成することなく事業を継続することが出来ること、また、都市・地域総合交通戦略(新居浜市では、都市交通マスタープラン・「交通戦略」と一体として「形成計画」を作成することも可能であるとの方針もでていることから、都市交通マスタープランの見直し時期及び「交通戦略」の策定時期に合わせて作成に着手したい。

(29年度着手予定)

### 3.今後の計画策定のイメージ



## 【参考資料】

### 地域公共交通網形成計画と地域公共交通総合連携計画の違いについて～

○ 地域公共交通網形成計画においては、記載事項として、「地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項」を新たに追加するとともに、コンパクトシティ化など「都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項」を定めるよう努めることとしました。

○ また、地域公共交通網形成計画は、改正法の施行に併せて変更された基本方針に合致している必要があり、基本方針では地域公共交通網形成計画の記載事項として、

- (1) ①まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保  
②地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成  
③地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ  
④住民の協力を含む関係者の連携
- (2) 広域性の確保
- (3) 具体的で可能な限り数値化した目標設定等について定めております。（基本方針二1）

したがって、既存の地域公共交通総合連携計画が、上記基本方針の内容に合致するものであれば、そのまま地域公共交通網形成計画として定めることができます。一方で、個別コミュニティバス路線に係る取組みに限定されているもの等、上記基本方針に照らして内容が十分でないものは、新たに地域公共交通網形成計画として定めることが必要となります。

○ なお、このような要件を満たせば、都市・地域総合交通戦略と一体として地域公共交通網形成計画を作成することも可能です。